

第 1 回審査会後の委員及び市・県からの意見・確認等と事業者の見解

平成 29 年 7 月 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
1	地元住民には事業について可能な限り説明等を実施し、信頼関係を築くよう努めてほしい。 また、その際に提案のあった地元の要望等はしっかり受け止めて取り入れてほしい。(審査会委員)	現在まで、地元区長等とコミュニケーションを取ってきたところ。方法書以降の手続では、住民説明会の開催等により、十分にコミュニケーションを取っていききたい。
2	地元住民が大切にしている環境資源を、地元へのヒアリング等を含めて把握し、適切に配慮してほしい。 (審査会委員)	地元固有の環境資源のヒアリングによる把握は、今後、方法書の作成において検討する。
3	事業予定地は、周囲を取り囲むように住居が存在しているが、配慮書における予測・評価を踏まえ、今後の具体的な配置設定の現時点での進め方・考え方について確認したい。(最低限確保すべき住居との距離の方針等) なお、方法書においては、位置・規模等の設定プロセスは詳細に記載することとされたい。 (環境立県推進課)	騒音・超低周波音に係る重大な影響の回避・低減のため、民家と風車との離隔距離が 500m 以上となるよう検討する方針。 その他の環境項目への影響についても、回避・低減のための詳細設計を検討していく。 また、方法書において、想定的位置・規模を記載する
4	環境影響の回避・低減の手法として、配置の検討でのみでは十分な回避・低減が見込めない場合は、風車の出力や基数の削減も検討対象に含まれているか確認したい。 (環境立県推進課)	環境影響の総合的な調査・予測により、重大な影響を回避出来ない場合には、風力発電機の規模・基数の削減等も検討する。
5	事業予定地の A 地区-B 地区に挟まれる地域においては、双方に風車が建設された場合、複合的な環境影響を受けるおそれがあるため、各環境要素について、複合的な影響の可能性を踏まえて、適切な手法により予測・評価を実施されることが必要と思われる。 (環境立県推進課)	騒音・超低周波音について、それぞれの発電機からの影響を重ね合わせて複合的な影響を評価する予定である。 また、景観等では、A-B 地区間だけでなく、外側の地域において、両地域の風車が視認できる地域もあり、別途複合的な影響を評価する。

【騒音及び超低周波音】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
6	導入を検討する機種について、実績も重要だが、そのみで無く、最新型のもの(より低騒音、小型など)も検討の対象とすべきではないか。 (審査会委員)	機種固有の騒音パワーレベルや機体の大きさなど、また事業性も踏まえて総合的に検討していきたい。
7	騒音の調査予測及び評価について、環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って実施すること。 指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って設定すること。 (鳥取市)	提示のあった指針、マニュアルについて、参考にしながら調査、予測、評価を実施する。
8	風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。(鳥取市)	方法書における住民説明会では、騒音・超低周波音に限らず、各環境要素について説明し、意見・要望を得るなど十分にコミュニケーションを取りたい。

9	<p>事業計画の検討にあたっては、住宅等の建物の位置に配慮し、騒音・超低周波音による影響を受ける可能性がある住居等が最小限となるよう、風力発電機の配置・規模を検討すること。</p> <p>(水・大気環境課／参照：配慮書 4-15 (218) 2) 評価結果)</p>	<p>騒音・超低周波音に係る重大な影響の回避・低減のため、民家と発電機との離隔を考慮し、配置・規模を検討していく。</p>
10	<p>騒音や超低周波音について、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いとの説明があり、騒音等は、ゼロにはならないが基準値以下に抑えるとのこと。</p> <p>基準値以下に抑えるということは、大人であっても子どもであっても重大な影響を回避できるという理解だが、児童養護施設には、様々な背景を抱えた子どもが生活しており、中には、音に敏感な子どももいる。このことを理解いただき、できる限り、影響を抑えるような配慮を望む。(青少年・家庭課)</p>	<p>しっかりとした調査を踏まえて、可能な限り影響を回避・低減するような事業計画を検討する。</p>
11	<p>事業実施想定区域の周辺に保育所、幼稚園、認定こども園が所在することから、騒音や超低周波音について児童への影響が生じないよう適切な対応をお願いしたい。(子育て応援課)</p>	
12	<p>(確認事項) 配慮書 4-12 (215) 2) 予測手法に記載の「騒音及び超低周波音の伝搬する区域」とはどの区域か。</p> <p>(水・大気環境課)</p>	<p>配慮書では、事業実施想定区域の外縁から 0.5km ごとに 2.0km まで広げた範囲を「騒音及び超低周波音の伝搬する区域」としている。</p>
13	<p>(確認事項) 配慮書 4-15 (218) 2) 評価結果に記載の「環境影響の詳細な調査」とは具体的に何を調査するのか。</p> <p>(水・大気環境課)</p>	<p>番号 7 への回答と同様、環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を参考に調査を実施する。</p>

【水環境】

番号	意見の内容	第2回審査会における事業者見解
14	<p>布勢の清水については、第 1 回審査会で述べたが、そのほかに蔵内水源地など、事業実施想定区域に隣接し水源として利用されている地下水や河川水がある。いくつかは事業想定区域の下流側にあり、水道水源の汚染・汚濁が懸念されるが、どのように対処する予定か。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>方法書以降、地下水・河川水の利用状況を鑑みながら計画を検討していく</p>
15	<p>住民が利用・飲用している可能性がある井戸・地下水等への影響を適切に評価することが必要ではないか。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>資料で分からない部分などは、住民や市役所等へのヒアリングを含めて把握し、影響が予測される場合は保全措置を実施する。</p>
16	<p>立地の検討に当たっては、河川や谷筋等からの距離を十分に確保すること。</p> <p>また、周辺の水道水源等への影響を回避又は低減できるよう工事中の土砂や濁水の流出防止措置に万全を期すこと。</p> <p>事業地周辺には水道水源が多数存在し、また湧水利用しているものも複数ある</p> <p>(東部生活環境事務所／参照：配慮書 3-17 (38) 水環境の状況)</p>	<p>各環境項目への影響を総合的に極力回避・低減する方針に基づき、河川や谷筋等からの距離を十分に確保することを検討する。</p> <p>また、想定区域内に存在する水源涵養保安林等の改変は極力回避する方針。</p> <p>なお、周辺の湧水等の利用状況はヒアリング等により把握する。</p>
17	<p>(確認事項) 現時点で想定される機種では、最大どの程度の深度まで、基礎を打ち込むことが見込まれるか。水への影響があるか把握のため確認したい。</p> <p>(水・大気環境課)</p>	<p>杭基礎を打つことになるが、深さは設置場所のボーリング調査結果や風車の仕様を踏まえて、総合的に決定することとなる。</p> <p>なお参考まで、事業者が佐賀県で建設中の風力発電事業では 30m 弱の杭基礎を打っている。</p>

【重要な地形・地質、風車の影】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
18	<p>環境要素の「重要な地形及び地質」が、計画段階配慮事項として選定されていない。事業予定エリアは、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にあるので、重要な地形及び地質として配慮事項に選定は必須である。</p> <p>なお、これまで、ジオパークエリア内では、官民協働で貴重な地域資源の保護保全に努めてきた。これにより、公共工事などで見つかった貴重な地質や植物の保全や公開が進んでおり、当該事業においても工事中の学術調査に御協力いただきたい。また、貴重な地質などが見つかった場合などには、保全や公開に協力していただきたい。</p> <p>(山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館／参照：配慮書 4-4 (207) その他の環境)</p>	<p>事業実施想定区域及び鳥取市域が山陰海岸ジオパークに含まれていることは承知している。この度の配慮書における調査時点では、当該地にジオパーク固有の資源として確認された場所はなかったところ。</p> <p>今後の調査等により、重要な地形・地質の存在が明らかになった場合は、保全等含め協力しながら進めていきたい。</p>
19	<p>風車の影の影響予測について、風車が高い尾根に設置された場合、現在の予測・評価（ローター径の10倍）より広い範囲に影響することが懸念されるのではない。</p> <p>今後の配置等の設定に当たってはこの点も踏まえて検討を進める必要があると思われる。</p> <p>(環境立県推進課／参照：配慮書 4-17 (220) 3) 予測地域)</p>	<p>実際の地形や風車の最大高さなども踏まえ、影響範囲を予測し評価を実施する。</p>

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
20	<p>動植物への影響について、希少でないものについては影響があっても良いという発想では無く、可能な限り影響を低減するような事業計画とすべき。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>希少な動植物を環境の代表的な種と考えている。</p> <p>希少な動植物への影響を回避低減することで、それ以外の動植物への影響の低減にもつながるものとする。</p> <p>また、全体への影響の回避低減も考慮する。</p>
21	<p>動植物、特に専門家等へのヒアリング結果で、猛禽類の生息情報が得られていることなどから鳥類の調査においては調査範囲、調査時期について十分考慮して実施していただきたい。</p> <p>また、ガン・カモ類の渡りの時期も十分考慮して調査を実施していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課／参照：配慮書 4-33 (236) ②専門家へのヒアリング結果、4-38 (241) 2) 評価結果)</p>	<p>既存資料、専門家の助言、及び事業実施想定区域のB地区を含む地域で調査が行われた『平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（環境省）』の情報等も踏まえ、季節的な生息範囲の変化に考慮した適切な評価を実施したい。</p> <p>また、猛禽類については、専門家からさらに助言を受けて調査を実施したい。</p>
22	<p>専門家等からのヒアリングでも動植物相の生息・生育情報が少ない地域であることが指摘されている。</p> <p>現地調査の際には、季節的な生息範囲の変化に考慮した適切な現地調査を実施すること。</p> <p>(東部生活環境事務所／参照：配慮書 4-33 (236) ②専門家へのヒアリング結果、4-38 (241) 2) 評価結果)</p>	
23	<p>風車ができると空気の流れが変化し、(土壌が)乾燥することがあるという話を聞くことがある。果樹園への影響が無いか気になるがどうか。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>現在まで、そのような情報は確認出来ておらず、今後確認したい。</p> <p>また、情報の出所などを教示いただきたい。</p>

24	事業区域に水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林が内在しているが、保安林内での工作物設置等の転用行為は避けられたい。 (森林づくり推進課／参照：配慮書 2-11 (12) ほか)	極力回避する計画を検討するが、事業上、代替地等が想定できない場合等は、やむを得ず選定する可能性はある。その場合は、関係機関と適切に協議する
25	保安林以外の森林において、発電施設、付帯施設、アクセス道路等の一体の開発に伴う1ヘクタールを超える面積の森林の転用は、県知事の許可が必要なので、承知願いたい。 (森林づくり推進課)	承知した。必要に応じて関係機関等に相談する。
26	手入れの行き届いた人工林、作業道等を事業地選定することは避けられたい。 (森林づくり推進課)	可能な限り回避する方針。他の環境要素等への影響も含めて総合的に検討していく。
27	(確認事項) 事業者による国内で風力発電施設を造成済みあるいは造成中の箇所はあるか。 また、そのうち、林地開発・保安林解除の許認可取得の有無について確認したい。 (森林づくり推進課)	佐賀県において造成中の風力発電事業が1箇所あるが、林地開発、保安林解除の取得はない。 なお、参考までに、太陽光発電事業における林地開発許可等の取得事例はある。

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見の内容	第2回審査会における事業者見解
28	眺望点からの景観のみでなく、日々暮らす人々の日常の景観へも配慮してほしい。 (審査会委員)	方法書を作成する段階で風車の配置計画案を立案する予定であり、実施想定区域周辺の近傍地における調査地点の設定も検討する。
29	実施想定区域周辺の近傍地域で日常的に利用されている場所、民家が集積している地区や歴史的な施設等からの視覚的変化を調査し評価することも重要と考えられるため、主要な眺望景観のほか、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置き、主要な圍繞景観※についても調査することを検討すること。 (住まいまちづくり課) ※圍繞景観(いにようけいかん)：事業地及びその近傍の眺め	
30	鳥取市は市域全体を景観計画地域の対象としており、事業箇所周辺は、山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないようできる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観作りの基準を策定している。 設計計画時には、鳥取市へ事前協議のうえ、景観法16条に基づく届出の提出すること。 (鳥取市)	承知しており、設計計画時に早めに関係機関に相談を行うこととしている。
31	事業実施に当たり、景観に関する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得よう心がけること。 (鳥取市)	方法書における住民説明会において説明を行う。
32	主要な眺望景観14地点のうち、2地点を除いて視覚的変化が生じ、「周囲の景観と調和しえない」「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」といった予測である。 風力発電機の視認の可能性がある12地点のうち、10地点が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にある。これらエリア内の各地点において、人工構造物による景観の視覚的変化は好ましくない。特に、鹿野城跡公園とその城下町は、エリア拡大が認められた際に重要なジオサイトとして評価されており、そこからの眺望の変化について、慎重な予測・評価を実施されたい(山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館)	方法書において、発電機の位置等を立案し、現地調査計画も立案する。また、鹿野城跡公園等の主要な眺望景観等における視覚的変化を調査していく方針。

【その他】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
33	近くに青谷上寺地遺跡があるが、周辺の台地にも遺跡がある可能性があるのではないか。 (審査会委員)	遺跡の存在の可能性については承知しており、既に関係機関である鳥取市教育委員会文化財課には相談しているところ。埋蔵文化財包蔵地等は回避する方針として、引続き進捗に応じて協議をしていく考え
34	現地に遺跡が出てくる可能性は無いか。可能性があるとするれば、その配慮も入れた方がよいのではないか。 (審査会委員)	
35	事業実施想定区域内に文化財保護法第9条第2項及び第9条第3項に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在するため、その取扱いについて鳥取市教育委員会文化財課と協議及び調整を行ってください。 (鳥取県教育委員会事務局文化財課／参照：配慮書 3-168 (189)、3-181 (202))	
36	事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当するので、承知すること。 (鳥取市)	気高町都市計画区域及び伝搬障害区域に該当するエリアがある事は承知している。 伝搬障害区域に関しては、既に関係機関である総務省中国総合通信局と事前協議しているが、事業計画地としては避ける方向で検討中。

【図書への指摘】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
37	図書の地図で解像度が低いものがあるように見受けられる。 既存資料等の収集のため、難しい部分もあるかもしれないが、可能であれば、もう少しはっきりした図を利用してもらえると地形等のイメージがしやすい。 (審査会委員／参照：配慮書 2-12 (13) ほか)	一つの図の中に情報が多くなりすぎると、かえって見にくくなる場合もあるものと思料。意見を踏まえ、可能な限り見やすい図の作成に努めたい。
38	事業実施周辺の社会福祉施設等について、児童養護施設「青谷こども学園(青谷町善田3-1-1)」を把握されていますが、青谷町奥崎8-3-12に青谷こども学園の分園も別途あるので承知されたい。事業実施想定区域から1.0kmから2.0kmの範囲内に位置していると思われる。 (青少年・家庭課／参照：配慮書 3-133 (154) ほか)	承知した。情報提供に感謝する。
39	主要な眺望点からの風力発電機の視認の可能性について「表 4.3.6-3」に示されている14か所の眺望点から風力発電機までの最短距離を改めて確認してください。 (住まいまちづくり課／参照：配慮書 4-70 (273))	山に視線が遮られるなどの地形を考慮した上で、直接視認が可能となる最短の距離を記載しているもの。 なお、図書においてはその点の記載が十分でなく、申し訳なかった。

【一般からの意見について(ひとまずの概要紹介)】※詳細な意見内容・事業者見解はいずれも方法書に記載予定

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
37	コウモリ類の風力発電機への衝突(バッドストライク)が懸念されるため、専門家にヒアリングの上、影響評価を行うべき(2件)	専門家の意見も聴取しながら、適切に予測評価を実施したい。
39	昨年度の事業により鳥取県がまとめた猛禽類データや、河川工事、鳥取西道路に係る環境調査データ等も参照してはどうか。	審査会前日夜に受付けたものであるため、方法書において見解を提示する。

第 2 回環境影響評価審査会における質疑概要

平成 29 年 7 月 / 環境立県推進課

●事業者に対するの質疑概要

【住民コミュニケーション等】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
1	説明会の実施タイミングは方法書の作成後との説明であったが、説明会と住民意見聴取を踏まえて方法書が作成されるべきではないか。	まずは方法書を作成し、方法書をベースとして、住民に説明し、意見を聴取する。得られた意見は可能な限り反映して調査を実施する方針。
2	住民説明等では、風力発電に関するポジティブな情報も加えてはどうか。 (火力発電に比べてどのくらい CO2 が削減されるか。など)	住民への説明会における事業説明等で風力発電を実施するプラスの話もしっかり説明をしたい。
3	住民トラブルの多く、特に健康影響は「聞いている」「聞いていない」のところで起こる。起こりえるリスクの説明も十分に行っていくことが必要ではないか。 全国的には訴訟に発展した例もあると聞く。その例では何が悪かったか、また、今回の事業ではそういったことはないと言った説明もあると住民が安心できるのではないか。	例えば騒音については、新しい環境省の基準をきちんと守ってしっかりやっていくことの説明が第一と考えている。 また、過去には、知見が十分でなく、民家との離隔が十分に確保されていない、あるいはメンテナンス体制が確立されておらず不良を放置した機械音によるトラブルも多かったと聞いている。本事業では、しっかり民家との離隔を確保し、メンテナンス体制を確立して取り組む方針。 一方、欧州では地元にも利益を還元する仕組みを作っており、逆に風車が回らないと地元が怒るような状況が発生することを聞いており、参考としながら地元還元の仕事作りを考えたい。
4	施設稼働後も住民とのコミュニケーションを取っていくという理解でよいか。	稼働後もしっかりと地元と向き合っていく考え。基金を作って地元へ還元することなども検討している。
5	保安林や人工林などへの意見（資料 1-1：番号 24、26）に関連して、風力発電施設は地域住民の生活に必ず必要というものではないと思う。保安林等を事業地選定してまで、無理矢理作るものではないという考え方をもちたい。 その観点でも住民の意見はしっかり聞いてほしい。	再エネは必要な施設であると認識しており、建設した場合に、それに伴う環境影響をゼロには出来ないという認識。ただし、出来るだけ低減していくことを、きちんとアセスメントを通じて説明し、住民の理解を得ていきたい。
6	20 年後も含めて、地域住民を交えて、なぜここで事業をしなければならぬかを考えてほしい。	撤去できないという状況にならないよう、事業の中で適切にファイナンスを組むなど、撤去を含め 20 年後を見据えた事業展開を想定。
7	現時点で県内の発電の自給率は 32% 程度となっている。まだまだ地産地消になっておらず、自然エネの導入は大切な課題と思う。 その上で、先ほどの意見も参考とし、事業に当たり環境影響を極力低減するという考え方で良いのか、回避を原則とすべきかの判断をしっかりとし、説明出来るようにしておくこと。 (会長コメント)	—
8	完成時のイメージについて、フェンスで囲む様な形ではなく、みんなに来てもらえるような公園等とすることも検討してはどうか。個人的な感覚では印象がよいように思う。	現時点で、事業者としてはフェンスで囲むような形は想定していない。公園等については地元との話の中で検討していきたい。

【騒音・超低周波音、機種選定】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
9	複合影響に関する意見（資料1-1番号5）について、騒音に係る複合影響は「うねり」や「反射」も含めて考える方針か。	一番単純には、その地点における音の足し合わせで考えることになるが、準備書までに詳細に検討する。なお、「うねり」は運用である程度低減することが可能と考えている。
10	機種の選定についてはどのようなプロセスとなるか。	方法書段階では、まずは事業者が想定する機種での調査を提案したい。また、調査結果、予測される環境影響、準備書への意見等を踏まえて、評価書において機種を決定することになると考えている。
11	最新型の機種は検討に含まれる否か。改めて確認したい。	検討はするが、方法書で想定として記載するのは現行機種になる見込み。準備書段階以降では最新機種データも踏まえて検討し提示することを想定。

【水環境】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
12	濁水の影響関係で、方法書ではどれだけ道をつけて、どの程度の土砂の量が生じ、その土砂をどのように扱うのかなどについても記載されると思ってよいか。	風車の位置や、土砂のヤード、道路の幅なども含めて可能な範囲で想定して設定し、影響が及ぶ範囲・場所を明らかにしていく。その中では切り盛りの考え方や土砂捨場の候補地等も含める予定。

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容	第2回審査会における 事業者見解
13	動植物・生態系について、希少種を守れば他の種も保護できるという考え方を示されたと感じたが、猛禽類を維持するために必要な森林面積等を量的に明らかにしたようなコンセンサスは現時点で得られたものはないと思う。 質的には分かっているが量的には分かっていない部分も多いので、資料1-1意見20にあるような、あらゆる種を可能な限り保護する（生態系を守る）ことが大切と思われるので、慎重に調査・予測・評価を実施してほしい。	配慮書 P3-103 (124) ～に記載の食物連鎖図のような生態系が事業実施想定区域周辺に形成されていると想定される。それぞれの生物種が生態系の上位性、典型性、特殊性いずれに属するかといった観点をもって、調査・予測・評価をしていく方針。 猛禽類についても、2年程度の詳細な現地調査を通じて、餌場、営巣地等も明らかにしていきたいし、可能な限り定量的に調査・予測・評価を実施していきたい。
14	繰り返しになるが希少動植物を守れば、他も守られるという発想はやめた方がよい。全てを調査してほしい。 (会長コメント)	—
15	コウモリについて、海食崖などに洞窟やほころがあるかもしれない。そこにコウモリが生息している可能性はあるのではないかと。また、バットストライクについて、施設稼働後の事後調査も必要ではないか。	専門家に相談しながらしっかり調査を進めたい。 なお、バットストライクについて、バードストライクでも、発生直後から死骸が捕食者にさらわれるなどで、うまくデータが得られていない部分がある。これについても風力発電業界全体の課題として専門家と相談しながら進めたい。
16	コウモリはいくつかの感染症等の感染源となる可能性が近年指摘されている。バットストライクが起こるかどうかは分からないが、もし本当に発生するとすれば、子どもたちが死体に触れないようにといった啓発も必要かもしれない。	そもそもバットストライクが頻発するような施設にはしたくないと考えており、可能性については、しっかり調査していきたいと考えている。 また、現地付近はあまり子どもが近づけるエリアでないことを認識しているが必要に応じて啓発など、しっかり対応をしたい。

17	風車による土壌の乾燥に関する意見（資料2番号23）について、情報が確認出来ていないとの見解を示されたが、現時点でどの程度調査されたのか。 もしかすると、今までにない、新しい事象の可能性もあることから、しっかり調査してはどうか。	所属している風力発電の業界団体の中で聞く範囲では、聞き及んでいないという状況。 情報の出所について確認してみたい。教示いただけるとありがたい。
18	情報の出所としては、島根大学の大学院総合理工学研究科 地球資源環境学領域の先生がおっしゃっていたもの。（コメント）	—
19	現象の原理としては、茶畑に霜よけのため設置される扇風機と同様で、風車の影響により朝の最低気温が1℃ほど上昇するのではないか。これにより、相対湿度が低下するので、空気中の水蒸気量が減少するのではなく、見かけの湿度が下がるのではと想像する。（コメント）	—

【景観】

番号	意見の内容	第2回審査会における事業者見解
1	周辺住民の範囲の考え方について、騒音は2kmと理解したが景観ではどうか。	景観については、視野角が1°以上となる範囲として9kmとしている。 主要な眺望点の他、一般の住民が住む地域からの景観も調査する方針
2	住民とのコミュニケーションはどのようにしていく考えか。話として聞いていないと苦情の件数が増えると言うこともある様子。しっかり住民とコミュニケーションを取ってほしい。	現地で会うことがあれば景観に限らず、適宜コミュニケーションを取っていく。

●知事意見構成案に関する質疑概要

番号	意見の内容	事務局回答
22	事業想定区域はジオパーク内ということだが、山陰海岸国立公園の範囲外ではあるのか。 また、ジオパークについての法的な規制等はあるのか。	国立公園外である。 また、ジオパークであることで、法的な規制に係るものではない。 (山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館)
23	周知の埋蔵文化財包蔵地は事業想定区域内にあるのか。	現在の地表面を観察した状況でも、知られているものがいくつも存在しており、未知の文化財が包蔵されている可能性もある。 (鳥取県教育委員会事務局 文化財課)

平成 29 年度環境影響評価審査会 (第 1 回) の質疑等概要

平成 29 年 6 月 30 日 / 環境立県推進課

【総括的事項】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	周辺住民が懸念に思っていることなどは把握しているか。	どちらかと言えば、事業に対する期待の声を多くいただいている。一方、騒音・低周波音を心配する声も聞く。これまでのところ景観に関する懸念の声は多くはなかった。また、野鳥の保護団体との対話では、猛禽類への影響について懸念の声を聞いた。
2	配置等について、特に配慮が必要な施設として、学校や病院、福祉施設をピックアップされているが、風車は 24 時間稼働する。特別な配慮の有無のみでなく、一般住居への配慮も十分に行ってほしい。	現時点では、区長等への説明は行っているものの、一般住民への説明はまだ行っていない段階である。 地元が「嫌だ」と思う事業にはしたくないと考えており、今後のアセス手続の中でもしっかりと説明しながら進めたい。
3	環境影響については、低減すればよい問題と、回避しなければならない問題があると思う。回避しなければならないものについては、はっきりと「影響がない」という結論となるような事業計画としてほしい。	ご指摘の通り、環境項目によってそういう区別はある。例えば騒音などは距離によって「0」に近づいても「0」にはならない。低減に努める中で環境省等が示す基準を越えることは必ず避ける。そういった主旨をしっかりと説明をして理解を得ていきたいし、回避・低減の対応をしっかりとやりたい。

【大気質、騒音・低周波音、振動】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
4	特に騒音や低周波音について気にしている。近くの湯梨浜町にある風車の騒音等のデータがあれば、この配慮書段階、また、今後の環境影響評価で検討資料として使用してはどうか。	騒音の予測については、準備書の段階で行う。 その時点までには、風車の配置や導入する機種のスเปックなども具体的に想定したうえで、現地調査等を実施し、定量的に評価する。
5	導入する発電機の機種を選定についてはどうか。	現時点でまだ機種が決まっていないが、実績のある機種を選びたいと考えている。 なお、方法書段階から機種を複数パターンで設定して、進めて行ければと考えている。

【水質、低質】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
6	道路の取付工事、拡幅工事等の規模が大きい場合、濁水の河川への影響が問題になると思うが、どのように考えているか。	現配慮書段階では、風車の設置位置が定まっていないため、方法書段階で示すこととし、しっかりと調査、予測及び評価をしていく。
7	事業実施想定区域の近くに布勢の清水がある。配慮書では地下水への影響について想定されていないが、今後、調査するのか。	ボーリング調査を実施し、地盤・地質等を調査する予定である。なお、布勢の清水は事業実施想定区域よりも南側であり、上流側に位置することや発電機や付帯施設設置の際に大きく改変しないことから地下水浸透を阻害せず、影響がないものと想定している。
8	地下水の場合は河川とは異なり、水が南から北に流れるとは限らない。布勢の清水周辺にはバイカモの水生植物群落もあるので影響があってはいけないのでしっかりと調査してほしい。	地元からも懸念点として上がっているところ。布勢の清水についてしっかりと調査して報告することとしたい。

9	<p>布勢の清水について、事業の影響を確認する意味でも湧水量の変化を確認してはどうか。</p> <p>昨年、鳥取県中部地震があり、今後、この地域でも起こらないとは限らない。湧水の減少が何に起因するのかを把握するために行ってはどうかと思う。</p> <p>なお、昨年の鳥取県中部地震の影響でも変化が生じているかもしれないので、地元の人にヒアリングしておくことも必要ではないか。</p>	<p>布勢の清水についてしっかり調べて残しておくことは重要だと思う。アセスではない部分もあるかもしれないが、事業者の取組として、しっかりとやりたい。</p>
---	---	--

【動物・植物・生態系】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
10	<p>動植物、生態系の調査範囲について、事業の影響は周辺にも及ぶため、調査範囲は事業実施想定区域よりも広い範囲にすべきであると考えますが、具体的な範囲はどう考えているか。</p>	<p>実施区域に示す範囲は可能な限り網羅的に、またその周辺についても比較検討のため、一定の範囲で調査する。</p> <p>具体的な調査範囲は方法書段階で示すが、特に鳥類については、ガンやカモの生息地があり、また、猛禽類がいるという情報もあるため、範囲を広げて行うことになると思われる。</p>
11	<p>現在の事業実施想定区域の枠に土砂崩壊防備保安林等があるが、具体的な設置場所の設定における考え方はどうか。多少は改変してもよいものか。</p>	<p>原則は回避する方針である。</p> <p>どうしてもそこに設置する必要があるとなれば、関係機関に相談することになる。</p>
12	<p>スタジイ林の一部が事業実施想定区域に含まれるとのことだったが、どこの、どのくらいのものか。</p>	<p>A地区の中心から少し東の端の辺りである。</p> <p>現時点では事業実施想定区域に入っているが、住宅も近く、事業地として選定することはまずないと考えている。</p>

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
13	<p>景観について、日中だけでなく、夜間の影響についても調査を検討してほしい。夜間の光の点滅などが気になり、人間だけでなく、動植物にも影響があると思われる。</p>	<p>航空障害灯は法令で定められるもので、設置する予定である。</p> <p>夜間の影響があるようならば、方法書段階で調査等の実施を検討する。</p>

【その他】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
14	<p>「事業実施想定区域及びその周辺」の「その周辺」の考え方は。</p>	<p>環境項目により特性が異なり、環境項目によって「その周辺」の区域が異なる。</p> <p>(騒音と景観では影響範囲が異なる。)</p>
15	<p>尾根の一番高いところの標高はいくらか。</p>	<p>B地区の方が高く328mであり、A地区の南側は258mで、北側は200mを切る程度である。</p>
16	<p>風向はどの方向からの風を想定しているか。</p>	<p>配慮書には記載していないが、東西方向からの風を想定している。なお、現在、風況に関しては60m弱の高さで実測調査中である。実測調査結果等の状況によってドップラーライダーという装置を導入して80mの高さでの測定を検討している。</p>
17	<p>「事業実施想定区域」と記載されており、「これから絞り込む予定」とあるが、『想定』が取れた事業実施区域をいつ示すのか。</p>	<p>方法書段階において配置計画案を立案する。これは決定事項ではなく、今後のアセス手続等の意見を踏まえて、準備書等で変更することを前提としている。</p> <p>さらに準備書において、いただいた意見を踏まえ、評価書において確定させていくことになると考えている。</p>